

大阪市水道局 特名随意契約結果（工事請負）（少額随意契約を除く）

11 月分

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	柴島浄水場第1浄水管理 場内部改修に伴うガス設 備工事	上下水道 施設工事	東淀川区	大阪瓦斯(株)導 管事業部 大阪導 管部	2,696,760	平成28年11月17日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2 号	K4	—

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場第1浄水管理場内部改修に伴うガス設備工事

2 契約の相手方

大阪瓦斯株式会社

3 随意契約理由

本工事は、施設保全センターが柴島浄水場第1浄水管理場へ移転することを受けて実施する、第1浄水管理場の内部改修工事に伴い、ガス配管の布設替えを行うものです。

上記業者は、ガス事業法第3条の規定に基づき、経済産業大臣より「一般ガス事業の許可」を受けており、同法第17条第1項の規定に基づき、ガスの料金その他の供給条件について、経済産業大臣の認可を受けた「供給約款」を定めています。

供給約款には、ガス料金、ガス使用量の計測方法の他に、供給区域や導管、器具、機械その他の設備に関する一般ガス事業者及び使用者の保安上の責任に関する事項などが定められており、上記業者の供給約款には、「大阪市内全域」が供給区域とされており、ガス工事については、「当社が施工します。」と定められています。

以上のことから、上記業者以外が本工事を行うことは、不可能であることから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課(06-6616-5546)